

県北都市計画地区計画の決定計画書

(伏黒東部地区計画)

(伊達市決定)

1. 計画書

県北都市計画地区計画の決定（伊達市決定）

都市計画伏黒東部地区計画を次のように決定する。

名	称	伏黒東部地区計画
位	置	伊達市伏黒字上ヶ戸、字薬師堂、字西ノ内、字中古川、字新田、字堤下、字平下、字東平、字西平、字平前、字観音前、字観音下、字一本石の各一部
面	積	約 24.8 ha
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>本地区は、伊達市の西部に位置し、市街化区域端部から約 680 mと近接し、県道保原桑折線沿線を中心とした農村集落地区である。</p> <p>本計画は、集落内の人口減少及び高齢者の増加が認められることから、地域コミュニティの維持・回復を図ることにより活力ある農村集落環境の形成を図ることを目標とする。</p>
	土地利用の方針	ゆとりある戸建住宅を主体とした土地利用を図り、緑豊かな活力ある農村環境と良好な住環境の調和した農村集落を創出する。
	地区施設の整備方針	健全な既存農村集落環境の維持を図るため、既存の道路や給排水施設を有効活用し、これら施設の機能維持・保全を図る。
	建築物等の整備の方針	良好な農村集落環境の維持・向上を図るため、周辺家屋と著しく異なる色彩又は装飾の建築物を避け、集落環境に調和したゆとりある住環境の形成を図る。
備	考	福島県都市計画法施行条例の規定に基づく、都市計画法第 34 条第 11 号関連である。

「区域は計画図表示のとおり」

理由：

本地区計画は、市街化区域に近接する区域における既存集落の維持・回復を図るために、区域内の未利用地及び遊休地等を有効利用することによって、既存農村集落の改善とゆとりある良好な住環境を創出するために地区計画を決定するものである。